

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っており、保険料は、皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となります。

☆平成 27 年度の保険料額につきましては、7 月中に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆  
保険料率、計算方法、軽減割合については、保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度パンフレット」をご参照ください。

## ■保険証が新しくなります

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| 後期高齢者医療被保険者証          |                                  |
| 有効期限 平成 28 年 7 月 31 日 |                                  |
| 被保険者番号                | 0 1 2 3 4 5 6 7                  |
| 被 住 所                 | 広城市連合町 1 丁目                      |
| 被 保 險 者 氏 名           | 後 期 太 郎                          |
| 生年月日                  | 昭和 7 年 7 月 7 日                   |
| 資格取得年月日               | 平成 20 年 4 月 1 日                  |
| 発 効 期 日               | 平成 20 年 4 月 1 日                  |
| 交付年月日                 | 平成 27 年 7 月 1 日                  |
| 一部負担金の割合              | 1 割                              |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印     | 3 9 0 1 1 0 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合 |

現在ご使用の保険証の有効期限が 7 月 31 日までとなっていますので、8 月以降は使用できなくなります。

7 月中に新しい保険証（オレンジ色）を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちのうぐいす色の保険証を破棄し、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成 28 年 7 月 31 日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色はオレンジ色です

## ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証については、有効期限が 7 月 31 日までとなっていますので、8 月以降は使用できなくなります。

8 月以降も交付対象となる方につきましては、7 月中に保険証と一緒に新しい減額認定証（ピンク色）を郵送しますので、8 月になりましたら、ピンク色の減額認定証をご使用ください。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく平成 28 年 7 月 31 日までです。

過去に減額認定証の交付を申請したことがない方で認定証の交付を希望される場合は、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、世帯全員が住民税非課税の方です。

新しい減額認定証の色はピンク色です

|                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 |                                  |
| 交付年月日 平成 27 年 8 月 1 日   |                                  |
| 被保険者番号                  | 0 1 2 3 4 5 6 7                  |
| 被 住 所                   | 広城市連合町 1 丁目                      |
| 被 保 險 者 氏 名             | 後 期 太 郎                          |
| 生年月日                    | 昭和 7 年 7 月 7 日                   |
| 発 効 期 日                 | 平成 27 年 8 月 1 日                  |
| 有 効 期 限                 | 平成 28 年 7 月 31 日                 |
| 適用区分                    | 区分 II                            |
| 長期入院該当年月日               | 保 険 者 印                          |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印       | 3 9 0 1 1 0 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合 |

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）  
福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番）

# 夏の交通安全運動

7 月 11 日(土)～ 20 日(月)

夏の観光・行楽シーズンを迎え、スピードの出し過ぎやうっかり・ぼんやり運転による夏型事故が増加します。

車でお出かけの際は、無理のないゆとりある計画を立て、安全運転に心がけましょう。

また、走り慣れた道であっても交差点付近の減速や一時停止、左右確認をしっかりと行うようにしましょう。

## 町内での交通事故死ゼロ 1,000 日達成

訓子府町は町内での交通死亡事故ゼロが、6 月 11 日で 1,000 日を達成しました。平成 24 年 9 月 14 日に死亡事故発生以来続けているものです。また、町民による死亡事故ゼロは 1,700 日を超えており、町民の皆さんの交通安全意識の

## ■運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転、居眠りなど観光・レジャー型の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

訓子府町交通安全推進委員会

高まりによるところが大きく、今後も皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 7 月 13 日にセーフティーコール

訓子府町交通安全推進委員会では、夏の交通安全運動の初日、7 月 13 日(月) 16 時 30 分から、元町のポケットパークで「セーフティーコール」（街頭啓発）を実施します。

## ルール守って楽しい「花火」

夏の代表的な風物詩といえる花火ですが、花火は危険物です。楽しい夏の思い出となるように安全に楽しみましょう。

### 【用意するもの】

水の入ったバケツ、ろうそくや着火用の線香

### 【注意事項】

- 子どもだけでなく必ず大人が付き添うようにしましょう
- いろいろなタイプの花火がありますので、注意書や使用法をよく読んでから火をつけましょう
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの

ある場所では行わないようにしましょう

- 風の強いときは、花火遊びはやめましょう
- たくさんの花火に一度に火をつけないようにしましょう（炎が大きくなり大変危険です）
- 点火しなかった花火でも、きちんと水バケツで消火するようにして、噴出火花や打上花火はのぞきこんだりしないようにしましょう
- 使用前の花火は遊ぶ場所から離しておき、ポケットに入れないようにしましょう
- 花火をほぐして遊ぶことは危険ですのでやめましょう
- 周囲の迷惑にならない時間・場所・後始末にも注意しましょう

消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

## 北見農業試験場公開デー 2015

- と き 8 月 6 日(木) 9 時 30 分～ 13 時
- ところ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構北見農業試験場（訓子府町字弥生 52）
- 入場料 無 料
- 内 容 研究成果展示（品種・栽培技術のパ

ネル）、畑作園芸相談コーナー（病虫害診断は現物を密封してご持参ください）、ほ場見学バスツアー、畑で働く農業機械展、試食コーナー（ポテトチップほか）、おもしろ体験コーナー（子ども向け）、クイズラリー（挑戦した方には、いもなどをプレゼントの予定）、訓子府町の生産者による農産物販売（ファーマーズマーケット夢ミール）

- 問合せ 北見農業試験場（☎ 47-2146）